

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成19年7月13日に開催した平成19年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より広域漁港整備事業1箇所、海岸事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、市及び管理組合の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 広域漁港整備事業 [市町等事業]

101番 すがしまぎょこう 菅島漁港

101番については、平成6年度に事業着手し平成12年度及び平成14年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、101番について、便益の考え方及び算出について、妥当と判断できる説明が不足していた。従って、費用と発現される便益について再精査し、これを説明できる資料の提出をまって再審議とする。

(2) 海岸事業 [市町等事業]

112番 よっかいちこうかいがん 四日市港海岸

112番については、昭和61年度に事業着手し平成14年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、112番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、県民に対する説明責任を果たすため、分かりやすい説明に努められたい。